

2022年5月23日

各位

株式会社 岩手銀行

相続手続共通化における取扱金融機関の追加について

岩手銀行（頭取 田口幸雄）は、2021年10月1日より、北日本銀行（頭取 石塚恭路）、東北銀行（頭取 村上尚登）の岩手県内地銀3行で相続手続における事務の共通化を開始しておりますが、今般、利便性のさらなる向上を図るため、盛岡信用金庫（理事長 浅沼晃）、宮古信用金庫（理事長 齋藤浩司）、一関信用金庫（理事長 菅原一由）、北上信用金庫（理事長 木村幸男）、花巻信用金庫（理事長 漆沢俊明）、水沢信用金庫（理事長 及川和男）の岩手県内6信用金庫を加えて取扱いをすることといたしましたので、お知らせします。

当行は、今後ともサービス向上に一層努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 共通化の目的

銀行における相続手続は、煩雑なうえ金融機関ごとにご提出していただく書類や書式に違いがあり、お客さまのご負担が課題となっていました。

こうしたお手続きにおけるご負担を軽減し利便性の向上を図るため、岩手県内地銀3行（岩手・北日本・東北銀行）と、岩手県内6信用金庫（盛岡、宮古、一関、北上、花巻、水沢信用金庫）の相続手続を共通化いたします。

2. 共通化の概要

(1) お客さまにご記入いただく書式の共通化

(2) お客さまからお預かりする書類の共通化

(注) 一部の手続については、各行ごとのお取扱いが相違するものもございます。

また、本件は9つの金融機関が共同して相続手続を行うものではありません。

3. 取扱開始日

2022年6月1日（水）

【本件に関するお問い合わせ先】
岩手銀行 事務統括部（岩館・伊保内）
電話：019-623-1111（代表）